

これからの綾瀬市立図書館の在り方について(指針)

綾 瀬 市

令和5年3月 改定

目次

1 策定の背景と改定の必要性	1
(1) 図書館資料収集における課題	1
(2) 図書館施設に必要な機能	1
(3) 図書館の利用状況	2
(4) 図書館を取り巻く社会状況の変化	2
2 位置付け	3
3 綾瀬市立図書館の沿革	4
4 綾瀬市立図書館の現状	5
(1) 図書館施設	5
(2) 利用状況	6
5 綾瀬市立図書館の課題	9
(1) 図書館資料の充実	9
(2) 市民ニーズに対応した機能・事業の充実	10
(3) 施設の整備	11
6 目指す図書館像	12
(1) 知の情報拠点としての図書館	12
(2) 学び、交流できる図書館	12
(3) 地域の魅力を伝える図書館	12
(4) すべての人に開かれた身近な図書館	12
7 基本方針	13
(1) 多様な資料・情報の収集、提供に努めます	13
(2) 情報化の推進を図ります	13
(3) 利用者支援・サービスの充実を図ります	13
(4) 子どもの読書活動を支援します	14
(5) 学校連携事業を推進します	14
(6) 関連機関との連携を継続・推進します	15
(7) 新たな発見の場となる学びと交流の場を形成します	15
(8) 特色ある図書館(図書室)運営を目指します	15
(9) 誰もが利用しやすい施設環境の整備を目指します	16
(10) アウトリーチサービスによる利用しやすい図書館を目指します	16
(11) ICTの活用による利便性の高い図書館を目指します	17
8 まとめ	18
9 資料編	19
(1) あやせの図書館を考える会における議論	19

1 策定の背景と改定の必要性

綾瀬市立図書館は、昭和56年の開館以来、図書館資料の整備をはじめサービスの拡充を着実に進め、情報発信の拠点、市民の学習の場として、その機能を最大限発揮し、市民の期待に応えてまいりました。また、平成30年度から電子図書館サービスを導入し、社会の変化に対応した新たな市民ニーズにも応えてまいりました。

しかしながら、施設面での制約をはじめ、多様化が進む市民ニーズへの対応など、次に掲げるような事項から、これからの綾瀬市立図書館の在り方を示すことが必要です。

(1) 図書館資料収集における課題

令和3年度末現在の図書館本館と3分室を含めた蔵書数(257,142点)は、収蔵能力(199,500点)の限界を超え、図書資料の拡充が困難な状況にあります。加えて、開架スペースが少ないため、蔵書全体の開架率は43%にとどまっており、開架スペースの拡張が必要な状況にあります。

また、新たなサービスとして導入した電子図書館については、24時間どこからでも利用できる利便性があります。その一方で、紙書籍に比べてコンテンツ数が限られており、一点ごとの購入金額も高額であるといった課題があります。こうした現状の中、依然として紙書籍のニーズも高いことから、紙と電子の双方の特徴を生かした収集と提供が必要です。

さらに、本市に関する郷土資料を今後も継続的に収集し、整理・保存・提供することも必要であり、将来を見据えた市立図書館の再整備と資料の充実が急務となっています。

(2) 図書館施設に必要な機能

資料の収集と提供だけではなく、市民の生涯学習を支援する学習機能や交流機能、居場所としての機能も図書館の大切な要素です。しかし、類似人口規模の自治体における公立図書館の比較において、本市立図書館の施設規模は非常に狭小であり、多様な市民ニーズへの対応が難しくなっています。

そのほかにも、バリアフリー化や居心地の良い環境の創出、ライフステージに応じた利用が可能な環境の整備、施設能力の不足が顕著であることなど、多くの課題を抱えています。

図書館は、誰もが利用でき、市民一人一人が知識や能力を向上させ、学び続けていくことができる、地域における知のインフラとして、求められる機能やその規模について検討していく必要があります。

(3) 図書館の利用状況

利用状況については、平成27年度に延利用者数が121,346人、貸出点数が479,168点を記録して以降、減少傾向にあり、令和3年度は延利用者数が103,749人、貸出点数が378,184点となっています。特に、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症により、人流の抑制や接触機会の回避など行動変容による影響を大きく受けています。

これまで、社会の変化や市民ニーズに応じて、電子図書館サービスをはじめとするさまざまな図書館サービスを導入、実施してまいりましたが、今後におきましても、読書普及活動の推進と図書館サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

(4) 図書館を取り巻く社会状況の変化

図書館に係る施策については、国において、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布・施行され、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律が成立しました。

教育現場においても、GIGAスクール構想の実現によりICT（情報通信技術）環境が整備されました。令和4年8月には、文部科学省から事務連絡「1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について」が発出され、学校と電子図書館サービスとの連携を積極的に検討することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式が生まれ、社会状況が大きく変化しています。日常生活においても、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴い、情報化が進展しています。こうした社会の変化に対応し、将来的なニーズを見据えた図書館サービスについて考えていく必要があります。

さらに、地域の実情やライフステージの違いによっても、図書館に対するニーズは十人十色といえ、図書館に求められる機能はますます多様化しています。

以上を背景として、本市の地域特性や将来を見据えた、本市にふさわしい図書館像を具現化し、豊かな地域文化の創造拠点としての機能を担っていくため、今後の方向性を整理し、読書環境及び図書館サービスの提供についての計画的な実現に向けて、本指針を策定するものです。

2 位置付け

本指針は、「新時代あやせプラン2.1 綾瀬市後期基本計画（平成23年度から令和2年度まで）」の個別計画である「綾瀬市教育振興基本計画」の施策別計画として位置付けられており、今後の市立図書館の在り方について、基本的な考え方を明らかにするとともに、綾瀬市立図書館協議会からの提言を踏まえ、将来を見据えた望ましい図書館像を具現化する際の基礎資料とすることを目的に、平成28年4月に策定いたしました。

なお、策定から5年以上が経過する中で、新型コロナウイルス感染症等による社会状況の変化があったほか、上位計画の計画期間も終了したため、令和4年1月に設置した、公募による有志の市民と図書館関係者で構成される「あやせの図書館を考える会」での議論を参考に、綾瀬市生涯学習推進審議会の審議を経て、令和5年3月に改定いたしました。本指針は、「綾瀬市総合計画2030」（令和3年度から令和12年度まで）の個別計画である「綾瀬市生涯学習推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）」の施策別計画として位置付けられます。

3 綾瀬市立図書館の沿革

綾瀬市立図書館は、昭和56年7月20日に開館して以来、市民が生涯を通して利用できる、親しみやすい身近な情報発信拠点として、資料の充実や読書普及活動の推進に努めてまいりました。現在では綾瀬市立図書館のほか、北の台図書室、寺尾いずみ図書室、南部ふれあい図書室を設置し、地域の実情に合わせた図書館サービスを実施しています。

主たる図書館サービスの一つとして、昭和60年度には地区センター配本、平成元年度からは小学校配本を開始し、子どもから高齢者まで利用しやすい読書環境の整備に着手しました。身近な環境で読書に親しんでもらえるよう、その後も、児童館、保育所、幼稚園などへの配本事業を展開してまいりました。

また、昭和63年度からは図書館蔵書管理システムを導入し、業務の効率化及び市民の利便性の向上に努めてまいりました。電算化導入後も、システムの更新による図書館サービスの向上を図っており、平成19年度からはインターネット予約を開始、平成25年度からは自宅のパソコンから延長貸出手続きも可能となりました。

加えて、平成4年度からは、神奈川県図書館情報ネットワークに加入、平成6年度には県央地区公共図書館の広域利用制度を開始し、市民が図書館を利用しやすい環境を整備してまいりました。

その他にも、平成8年度に図書館本館の開館時間の延長(週2回)を開始し、平成30年度からは平日の開館時間を午後7時までに延長しました。平成12年度には個人利用者への図書の貸出冊数を無制限とするなど、市民ニーズに応えるべく、利用しやすい図書館運営に努めてまいりました。

平成20年度からは、民間事業者のノウハウを活かした新しいサービス・業務の導入と、専門的人材の確保、効率的な施設運営を行うため、指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上に努めています。

平成28年度に本指針を策定したのちも、24時間いつでもどこでも本が借りられる電子図書館サービスを平成30年度に開始し、多様な読書環境の提供を可能にしました。また、同じく平成30年度から、外部データベースを導入し情報化の推進を図るとともに、乳幼児と親子で利用しやすいように、火曜日の午前中を「あかちゃんのとしょかん」とした時間帯サービスを開始し、子育て世代が気軽に本に親しめる環境整備を行いました。あわせて、公共施設5か所に返却ポストを設置し、図書館以外での本の返却を可能にしました。

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度には、臨時休館やサービスを限定した開館となったこともありましたが、既存の返却ポストを屋外返却ポストに変更することで24時間での本の返却を可能にしたほか、図書除菌機を設置するなど、社会状況の変化に対応しながら、図書館サービスの提供に努めてまいりました。

4 綾瀬市立図書館の現状

(1) 図書館施設

現在図書館は、綾瀬市立図書館及び北の台図書室、寺尾いずみ図書室、南部ふれあい図書室の3分室で構成されており、施設は綾瀬市民文化センター及び地区センター、コミュニティセンター内に設置され、カウンター業務のほか、各種図書館事業を通じて読書活動の普及・推進に努めています。

綾瀬市立図書館の開館時間は、通常9時から17時までで、本館のみ平日は19時までの夜間開館を行っています。

本館の施設内容は1階が開架室（一般・児童・カウンター）、2階が学習室・郷土資料室・事務室・新聞コーナー、地下1階と中地下が書庫になっています。

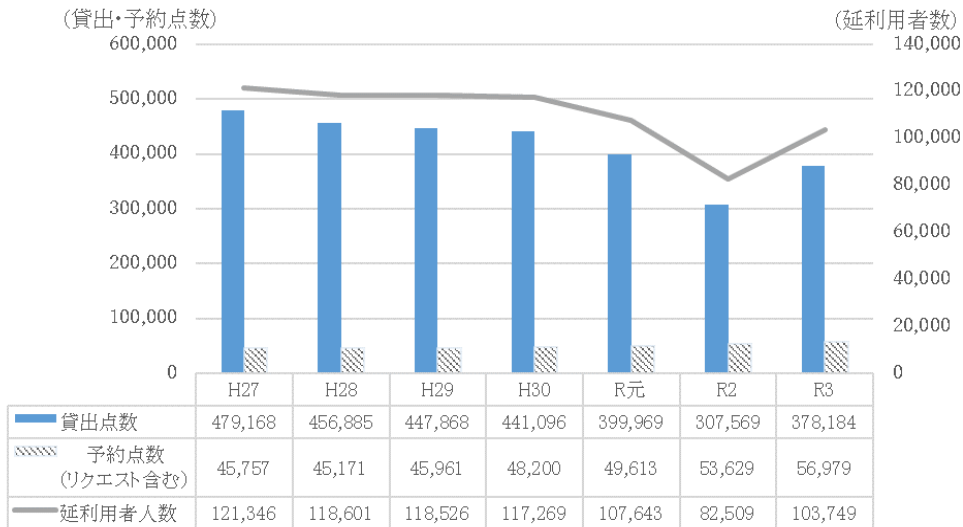
施設名	所在地	開設	延床面積	蔵書能力	蔵書数 (令和3年度末)
綾瀬市立図書館	深谷中1-3-1	昭和56年7月	1,173	170,000	225,315
北の台図書室	蓼川2-1-12	平成2年4月	29	7,500	7,639
寺尾いずみ図書室	寺尾台3-6-25	平成6年5月	65	12,000	12,768
南部ふれあい図書室	上土棚南1-5-10	平成10年4月	70	10,000	11,420



(2) 利用状況

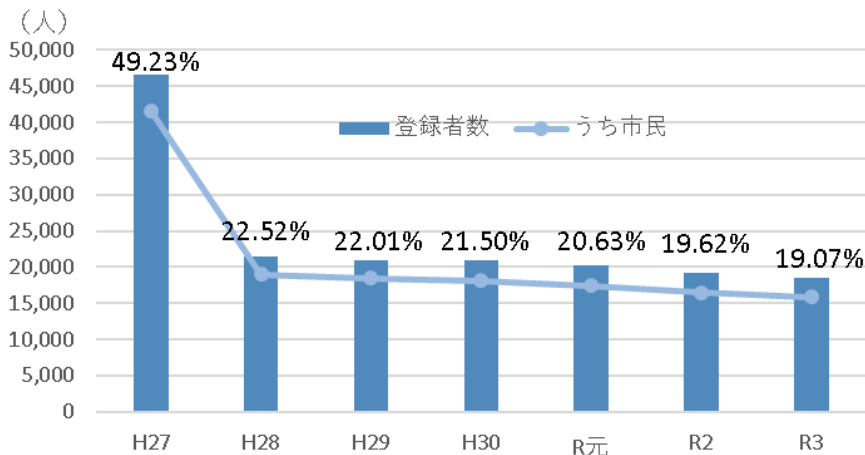
ア 綾瀬市立図書館の利用状況

綾瀬市立図書館の利用状況は、平成27年度まで、貸出点数、予約点数、利用者数ともに増加傾向がみられました。しかしながら、平成28年度以降、貸出点数と利用者数は、年々減少傾向に転じ、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館やサービスを限定した開館となったことによる影響が大きくみられます。そうした中、予約点数は反対に増加傾向にあるなど、情報化の進展とともに、利用スタイルが変化していると考えられます。



綾瀬市立図書館の利用状況

登録者数については、平成28年度から、利用登録に有効期限を設定し、期限を超過した登録情報を削除することで、より正確な利用状況が分かるようにしました。その結果、年々登録者数及び市民登録率が減少傾向にあることが明らかとなっているため、市民ニーズや未利用者へのアプローチなどを検討していく必要があります。



登録者数の推移

※ 市民登録率は%表示をしている

イ 電子図書館サービスの利用状況

平成30年4月から、電子図書館サービスを導入し、令和3年度末での所蔵タイトル数は16,919点となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期臨時休館を余儀なくされたほか、人との接触機会を控える動きや不特定多数が利用する図書館資料を避ける行動変容などから、電子図書館の利用が拡大しており、同サービスを導入する自治体も増加しています。

また、子どもの読書活動推進のため、令和3年度に子ども向けの「キッズ&ティーンズページ」を作成するとともに、児童・生徒への電子図書館サービスの利用案内を行い、電子書籍の普及に努めています。

社会の情報化の進展などから、今後も利用ニーズが拡大していくものと考えられることから、引き続き、資料の充実を図っていく必要があります。

〈電子図書館〉

年度	H30	R元	R2	R3
貸出点数	5,664	2,783	9,393	8,758
予約点数	687	158	515	313
延利用者数	1,358	638	1,592	1,566
登録者数	1,058	1,201	1,646	1,839

ウ 各種読書普及事業の状況

各種読書普及事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大までは概ね順調に実施されておりましたが、令和元年度第4四半期以降は、感染症拡大防止のため中止や開催方法の変更等を行っているほか、出前おはなし会や配本といったアウトリーチ事業実施への申込みが減少しており、ウィズコロナ時代にあった開催方法での事業の検討が必要となっています。

その中で、おはなし会など、ボランティアや協力団体による事業が、図書館サービスの充実につながっていることから、多様化する市民ニーズに対応するために、個人や団体とのさらなる協働や連携を検討していく必要があります。

また、書庫開放は、開架割合が少ない市立図書館において、市民がより多くの資料を直接手に取って選べる機会となっています。

そのほか、より身近に図書館サービスが受けられるように、出前おはなし会の実施や配本場所の拡大、高齢者施設への訪問貸出、返却ポストの設置などといったアウトリーチサービスを拡大してまいりました。

しかしながら、障がい者向けのサービスは利用実績が非常に少ない状況が続いているため、ニーズにあった図書館サービスの検討が必要となっています。

〈おはなし会〉

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
開催回数	131	124	124	124	98	6	38
参加者数	2,333	1,817	1,569	1,449	1,129	52	196

〈書庫開放〉

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
開催回数	23	23	24	35	30	11	35
参加者数	74	62	69	123	101	42	100

〈出前おはなし会〉

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
開催回数	3	8	8	13	15	1	1
参加者数	133	544	488	745	487	17	14

〈配本冊数〉

(単位:冊)

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
地区センター	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
小学校	7,040	6,520	7,160	6,320	4,710	4,680	3,925
中学校	40	110	112	152	0	—	—
児童館	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	900	1,200
保育所	1,600	1,800	1,800	2,100	2,200	1,650	2,400
幼稚園	1,400	1,400	1,450	1,400	1,450	1,000	1,400
高齢者施設	—	—	130	200	325	0	0

※ 中学校配本は令和元年度をもって廃止。高齢者施設配本は平成29年度から開始。

〈来館や利用が難しい方向けのサービス〉

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
身体障がい者 宅配サービス(回)	20	24	9	12	11	0	0
視覚障がい者 郵送サービス(回)	0	0	0	0	0	0	0
視覚障がい者 対面朗読サービス(回)	0	0	1	0	0	0	0
高齢者施設 訪問貸出冊数(冊)	—	—	507	619	602	48	80
返却ポスト 回収冊数(冊)	—	—	—	1,417	1,384	1,007	1,839

※ 高齢者施設訪問貸出は平成29年度から開始。なお、平成28年度は試行で4回実施した。

※ 返却ポスト設置は平成30年度開始。回収冊数は、市役所及び分室のない地区センターに設置した返却ポストにおける回収冊数の合計。

5 綾瀬市立図書館の課題

(1) 図書館資料の充実

綾瀬市立図書館は生涯にわたる学習活動を支援するため、図書や雑誌、新聞、視聴覚資料など多様な資料収集を行い、貸出や閲覧を通じて、市民の利用に供しています。令和3年度末現在では、257,142点の図書館資料を所蔵していますが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示)において示された目標基準例によると、人口6～8万人の自治体*では、415,759.4点の蔵書冊数が参考数値となっており、今後もより一層の図書館資料の充実を図っていくことが望まれます。

加えて、図書館は学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することとなるように、子どもの読書活動の推進に寄与する取り組みを実施していくことも必要です。また、本市に関する郷土資料や地方行政資料を今後も継続的に収集し、利用に供することで、地域の文化や歴史、特徴を知ることのできる図書館としての機能を充実させていくことも重要です。

一方で、図書館に求められる市民ニーズは多様化、高度化、専門化してきています。本市では、近隣自治体に先駆けて平成30年度から電子図書館サービスを導入しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その需要が高まりました。令和3年度末現在、16,919点の電子書籍を提供していますが、ニーズに合ったさらなるコンテンツの充実が必要です。また、各種データベースの利用を促進し、さまざまな電子媒体を活用できる情報拠点として、機能の高度化を推進していくことも必要です。

また、令和元年度に施行された「読書バリアフリー法」を踏まえて、障がいのある方たちにも利用しやすい形式で資料を提供していくことも必要です。

こうした多様な図書館の機能や市民ニーズに十分対応できるよう、さまざまな形態での図書館資料の充実が望まれます。

*「綾瀬市人口ビジョン」における本市の2060年の将来展望人口は、約7万人と想定されています。

参照：綾瀬市編. 綾瀬市人口ビジョン：人口の現在と将来展望. 綾瀬市, 2016, p. 58.

(2) 市民ニーズに対応した機能・事業の充実

図書館の役割の一つとして、「情報センター」としての機能があります。情報通信技術の進展とともに、紙媒体の他にも電子書籍の導入や各種データベースを活用したレファレンス機能の充実など、より一層、情報発信拠点としての機能の高度化を考慮していくことが必要となっています。

また、一人一人のライフステージに応じた学習活動を支援し、高度化・多様化した市民ニーズに対応するためには、資料に精通し、専門知識、情報検索スキルにたけた図書館員の配置も、重要な要素の一つとなります。特に、今後は情報化の進展に対応しICTを効果的に活用するとともに、読書バリアフリー法に基づき多様な資料を整備・提供することや、外国人市民の割合が多い本市の実情に合った資料やサービスへの需要が高まると考えられ、専門的なスキル、知識、能力を持った図書館員の育成が一層必要となります。

同時に、利用者同士が互いの知識や情報を共有・交流しあう「地域活動の場」としての役割や、趣味を楽しみ教養を高める「生涯学習の場」としての役割といった機能を充実させていくことは、これからの図書館にとって重要な課題となってくると考えます。

さらに、多種多様な市民ニーズに応える方策の一つとして、ボランティアや地域の活動団体との協働や連携の充実による、図書館サービスの向上も期待されます。

一方で、図書館資料の貸出以外の図書館サービスが知られていない状況もあることから、レファレンスサービス*や相互貸借等、一般的な図書館サービスについて周知を進め、市民の課題解決を支援する施設として認知されていくことが必要です。

その他にも、誰もが気軽に親しめる施設として、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた利用が可能な環境の整備や、利用者の生活時間帯や地域の実情等に配慮した開館時間の設定、地域の特性に応じた情報の提供、近隣図書館との連携による広域利用制度の促進も望まれます。

また、今後は来館者へのサービスを拡充するとともに、図書館外でも利用者が活用できるオンラインサービスやアウトリーチサービスの拡大も検討していくことが必要です。現在、電子図書館サービスを提供するとともに、地区センターや市役所等公共施設8か所に本の返却ポストを設置しているほか、各施設への配本をしていますが、こうしたサービスのさらなる充実が望まれます。新たなオンラインサービスの拡充、予約本の受渡し場所や配本所の増設についても検討を進めるなど、誰もが身近に図書館サービスを利活用できる環境の整備が求められます。

*レファレンスサービス

利用者が調査研究に必要な資料や情報を求めた際に、図書館員が求められている資料や情報を検索・提供し、援助する図書館サービス。

(3)施設の整備

昭和56年度に綾瀬市立図書館、平成2年度に北の台図書室、平成6年度に寺尾いずみ図書室、平成10年度に南部ふれあい図書室を開設し、平成23年度の北の台図書室改修に伴う蔵書数の増以来、蔵書収容能力の拡充は図られていません。今後も継続して、図書や雑誌、新聞、視聴覚資料など多様な資料を収集し、快適な読書環境を提供していくためにも、蔵書収容能力及び閲覧スペースの拡充は不可欠です。

また、市民の文化、教養、生活にかかる学習活動を積極的に支援していくためにも、社会状況や市民ニーズの変化に対応した施設の整備が急務になっています。

具体的には、開架スペースの拡充、快適な閲覧空間の提供、調査・研究スペースの確保、情報通信機器が活用できる空間の提供、おはなし会、講座やボランティア活動などの集会スペースの設置、対面朗読室、レファレンス専用カウンターなど、多様な側面での読書活動推進環境の向上・整備が求められています。

加えて、開架スペースが限られているため、一般書と児童書コーナーがワンフロアに設けられています。そのため、乳幼児と親子での利用がしづらいことを踏まえて、火曜の午前を「あかちゃんのとしょかん」とした時間帯サービスを行っています。将来的には、図書館は従来の静かな空間としてだけでなく、気軽に乳幼児と親子での利用やグループ学習なども可能なように空間を分けて、多様なニーズやライフステージに対応した利用が可能な施設となることが望まれます。

また、近年、多くの図書館で、I Cタグや自動貸出機などが導入されていますが、本市でも導入に向けた検討を進め、利用者の利便性向上を図ることが必要です。

さらに、前述のとおり、さまざまな施設に配本を行っていますが、現在、こうしたサービスを実施するためのスペースが市立図書館には不足しており、その確保が必要です。

6 目指す図書館像

綾瀬市立図書館が抱えるさまざまな課題を踏まえ、これからの綾瀬市立図書館の目指す図書館像として、次の4つを示し、その実現を目指します。

(1) 知の情報拠点としての図書館

知の拠点施設として、さまざまな知識・情報を収集・発信・提供していく図書館を目指します。

(2) 学び、交流できる図書館

誰もが気軽に訪れ、学び、時を過ごすことのできる居場所としての図書館を目指します。また、利用者同士が、図書館資料の活用や図書館事業等への参加を通して、知識・情報を共有できる交流の場としての図書館を目指します。

(3) 地域の魅力を伝える図書館

地域の歴史や文化、特徴を知ることのできる資料を収集・提供することで、地域の魅力を再発見し、郷土愛の醸成と地域の活性化に寄与する図書館を目指します。

(4) すべての人に開かれた身近な図書館

子どもから高齢者まで、障がい者や外国人など図書館を利用しにくかった方も含め、誰もが利用しやすい図書館サービスの提供と環境整備に努めるとともに、アウトリーチサービスや電子図書館サービスなどの充実により、市民がより身近に利用できる図書館を目指します。

7 基本方針

図書館運営

(1) 多様な資料・情報の収集、提供に努めます

市民の教養、調査研究、レクリエーションに貢献する資料を収集し、整理・保存し、迅速かつ的確に提供できるよう努めます。また、多様な媒体の資料の活用を図ります。

【取組内容】

- 多様な資料（図書・逐次刊行物・視聴覚資料・電子資料等）の収集、整理・保存、提供（貸出、予約等）
- 郷土資料・地域情報の収集、整理・保存、提供（電子的提供含む）
- 電子図書館サービスの提供、電子書籍の活用
- 外国語資料・日本語教育資料の充実
- 点字資料、大活字本、LLブック*などの充実
- 多様な媒体の資料の活用促進

(2) 情報化の推進を図ります

地域の情報発信拠点として、ICT技術を活用した情報の収集、提供、さらには図書館情報の発信を行い、利用者の利便性向上に努めます。

【取組内容】

- 電子書籍や外部データベースの活用
- 図書館でのWi-Fi環境の提供
- 図書館蔵書管理システムの活用促進
- 多様な情報メディアを活用した図書館情報の発信
- 電子図書館サービスの充実

(3) 利用者支援・サービスの充実を図ります

図書館資料に精通し情報検索スキルにたけた図書館員を配置し、利用者の求める多様な学びのニーズに的確かつ迅速に対応していきます。また、子どもの成長や利用者のライフステージの変化に寄り添いながら、図書館サービスの充実と周知により、図書館のさらなる活用を促進します。

* LLブック

知的障害や学習障害などがある人も読みやすいよう、イラストや写真、記号、短い言葉などで構成された本です。LLはスウェーデン語のLättläst「やさしく読みやすい」の略です。

【取組内容】

- 読書普及事業の拡充
- レファレンスサービス・レフェラルサービス*の周知と強化・拡充
- 利用者の情報リテラシー習得・向上を支援する
- 図書館への来館が困難、あるいは、利用が困難な方々（高齢者・障がい者・外国人など）への支援・サービスの充実
- ICTの効果的な活用、オンラインサービスの充実
- 配本サービスの拡充に向けた検討
- 移動図書館サービス導入の検討
- 図書館情報の周知・啓発
- 専門職員（司書）の適正配置、育成

(4) 子どもの読書活動を支援します

綾瀬市の子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの発達段階に応じた読書環境を整え、子どもたちが読書に親しむよう、各種事業に積極的に取り組みます。

【取組内容】

- 資料の収集・整理・保存・提供
- 読書相談・ブックリストの作成・レファレンス等の充実
- 読書普及事業（各種おはなし会、図書館見学会など）の拡充・支援
- 配本サービスの充実
- 子育て支援センター・保育所・幼稚園、児童館等との連携強化
- 「あやせ家庭読書の日、ノーテレビ・ノーゲームデー運動」の推進強化
- 乳幼児向け時間帯サービス「あかちゃんのとしょかん」の継続実施
- ブックスタートの実施
- 出産を迎える家庭への読書活動の推進手法の検討

(5) 学校連携事業を推進します

学校と図書館が連携し、学校図書館が学校図書館法に基づいた適切な運営が行えるよう、支援していきます。

【取組内容】

- 学校連携事業の推進
 - ・ 学校図書館運営の支援
 - ・ 司書教諭、学校司書、学校図書ボランティアへの支援
 - ・ 学校支援貸出、団体貸出の推進

*レフェラルサービス

利用者が調査研究に必要な資料や情報を求めた際に、図書館員が適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。または、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

- ・学校でのおはなし会・ブックトークの実施支援
- ・調べ学習・探究的な学習の支援
- ・図書館案内の受け入れ
- ・教職員及び児童・生徒の図書館職場体験の受け入れ
- ・電子図書館サービスの利用促進
- ・図書館内への作品展示 など

(6) 関連機関との連携を継続・推進します

市民が身近に資料・情報を利用できるように、他の図書館や関連機関との連携を進めます。

【取組内容】

- 広域利用制度協定図書館との連携促進
- 県内図書館との協力体制の推進
- 関連機関との協力・連携体制の推進

(7) 新たな発見の場となる学びと交流の場を形成します

誰もが気軽に訪れ、学び、時を過ごせる居場所となり、訪れた利用者が、図書館（資料）を媒介に、新たな知識・情報の発見や共有をすることを通じて、新たな創造活動と情報発信の場となることを目指します。

また、ボランティアや地域の活動団体との協働や連携の充実、ボランティア同士の交流・連携を進め、多様化する図書館サービスに対応してまいります。

【取組内容】

- 学習室や閲覧席などにおける居心地の良い空間の創出の検討
- 自主的な学習活動への支援、多様な学習機会の提供（講座、読書会などの開催）
- 多様な資料の企画展示の充実
- 地域の特性に応じた情報提供の充実
- 利用者による情報発信の場の提供
（利用者による本の紹介や作品発表などの場の設置）
- 書庫開放の実施
- ボランティアや地域の活動団体との協働や連携の充実
- ボランティア育成支援
（ボランティア講座の開催、ボランティア同士の交流促進）

(8) 特色ある図書館（図書室）運営を目指します

利用者ニーズを反映し、地域の特色を活かした図書館運営を展開します。地域性を活かした読書環境の提供、蔵書構成、図書館サービスの実現を目指します。

(9) 誰もが利用しやすい施設環境の整備を目指します

建物や館内施設についてはバリアフリーを考慮したユニバーサルデザイン対応とし、誰もが利用しやすい環境整備を目指します。また、一般的に、静かな場所としての図書館であることが、子育て世代の利用を遠ざけてしまうことにつながる可能性があることから、さまざまな異なるライフステージに応じた利用が可能で、図書館事業を効果的に実施できる空間の設定を検討します。そのほか、図書館を利用した活動や図書館サービスを拡充するための環境整備を行います。

【施設構成】

- 図書や雑誌、新聞等図書館資料の閲覧スペース（一般向け・児童向け・青少年向け）の充実
- 視聴覚資料視聴スペースの整備
- 障がい者や高齢者など図書館の利用が困難な方への環境整備
（ユニバーサルデザイン対応の設備・案内、対面朗読室、各種資料整備）
- 子どもが気軽に本に親しめる環境整備
（おはなしの部屋、授乳室、親子で本に親しむスペース）
- 誰もが落ち着いて利用できる調査・研究スペースの拡充
（参考資料室、郷土資料室、インターネットや各種データベース検索を活用できるスペース、グループワーク室）
- レファレンスサービス専用窓口の整備
- 市民が自主的に知識・情報を取得、また、共有できる場の整備
（多様なニーズに応じた学習室・会議室）
- 誰もが気軽に集い、憩える空間の整備
（飲食可能なエリア、企画展示スペース）
- 充実した図書館サービス提供のための環境整備の検討
（配本など各種サービス実施のためのスペース、ボランティア活動室）
- わかりやすいサイン表示や利用案内
（ピクトグラム、やさしい日本語や英語、点字など）
- その他周辺設備の整備
（荷物ロッカー、返却ポスト、配本や貸出場所の充実、トイレ、エレベーター、駐車場・駐輪場）

(10) アウトリーチサービスによる利用しやすい図書館を目指します

鉄道駅を持たない綾瀬市の実情を踏まえ、本館を拠点に、誰もが気軽に利用できるよう、本の返却ポストや貸出場所、図書館サービスポイントの拡充を目指します。

(11)ICTの活用による利便性の高い図書館を目指します

I C タグの導入及び自動貸出機やブックディテクションシステム (B D S) * の設置により、利用者の利便性向上、業務の効率化、資料亡失の防止を図ることを検討します。

*ブックディテクションシステム (Book Detection System)

磁気を利用した図書館資料の亡失防止システム。貸出手続きをしていない資料を図書館外に持ち出そうとすると、出入口などに設置された磁気探知装置が作動し、警告音が鳴るなどといった仕組みがあり、資料の亡失を防ぎます。

8 まとめ

図書館は、豊かな地域文化を創造する拠点施設として、また、生涯学習の充実、発展を図るうえで、市民の学習を支援する重要な生涯学習の基幹施設です。

本指針は、平成28年度に「新時代あやせプラン21 綾瀬市後期基本計画」で目指すべき姿として掲げている『「いつでも、どこでも、誰でも」学習する環境が整っている』という視点を基軸に、「綾瀬市教育振興基本計画」の取り組みを実現するために、綾瀬市立図書館協議会から提言をいただき、新しい時代に即した図書館のあるべき姿を描くべく策定いたしました。

その後、令和2年度に計画期間が終了した「新時代あやせプラン21 綾瀬市後期基本計画」にかわり、新たに策定された「綾瀬市総合計画2030」と、第2期綾瀬市教育振興基本計画として位置付けられた「綾瀬市生涯学習推進プラン」及び「綾瀬市学校教育推進プラン」の取り組みを実現するために、改定いたしました。改定にあたっては、令和4年1月に「あやせの図書館を考える会」を設置し、公募により集まった計17名の有志の市民と図書館関係者による会議を重ね、その議論を参考にするとともに、綾瀬市生涯学習推進審議会の審議をいただきました。

今後は、本指針に基づき、目指す図書館像の実現に向けて、市民の皆様に親しまれ、愛される施設づくりに取り組んでまいります。

9 資料編

(1) あやせの図書館を考える会における議論

本指針の改定にあたり、令和4年1月に「あやせの図書館を考える会」を設置し、公募により集まった有志の市民と図書館関係者の計17名で、次のとおり議論を行いました。本指針は、その議論の内容を参考に改定しています。

年月日	主な内容
令和4年 3月19日(土)	第1回あやせの図書館を考える会 ○自己紹介 ○公共図書館の事例紹介 ○意見交換と次回以降取り上げたいテーマについて ○会長・副会長の決定
令和4年 5月21日(土)	第2回あやせの図書館を考える会 ○綾瀬市立図書館の現状について ○綾瀬市立図書館利用者アンケート結果について ○市民ニーズに関する検討について
令和4年 8月20日(土) 書面開催	第3回あやせの図書館を考える会 ○公立図書館の自治体間比較と綾瀬市の図書館サービスについて ○ライフステージ別のニーズの検討 ○利用者の平等利用の確保方策の検討
令和4年11月13日(日)	第4回あやせの図書館を考える会 ○綾瀬市の図書館行政について ○目指す図書館像の検討について
令和5年 2月25日(土)	第5回あやせの図書館を考える会 ○「これからの綾瀬市立図書館の在り方について(指針)」の改定についてと改定案への議論 ○あやせの図書館を考える会の総括



あやせの図書館を考える会

*会員全17名のうち13名

これからの綾瀬市立図書館の在り方について（指針）

平成28年4月 策定

令和5年3月 改定

綾瀬市市民環境部生涯学習課